

減災対策協議会 構成：国・県・流域自治体

H27.9関東
東北豪雨

(H28.3.18設立)

大規模な浸水被害に備え、隣接自治体や県、国等が連携し対策を一体的に推進。

- ハード対策：堤防整備、簡易水位計の設置等
- ソフト対策：ハザードマップ公表、防災訓練

よりよい減災対策

「水害に強いまちづくり」 構成：国・県・大崎市・大郷町・松島町

S61.8洪水

水害に強いまちづくり事業

- 昭和61年8月の洪水を教訓に鹿島台町・大郷町・松島町の被災地域を「水害に強いまちづくりモデル事業」のモデル地区に指定(昭和63年)。
- 地域全体を構造的に水害に強い形態へと変えて、地域の壊滅的被害を防止する総合治水の取り組み。
- 国・県・市が分担して、堤防整備などのハード対策と警報や避難などのソフト対策を連携して進める。



R1.10
台風第19号洪水

「令和元年台風第19号による大規模浸水被害対策分科会」設置

- 今次出水との検証・課題整理
- 地域が連携し、一体となった減災に向けた提案をとりまとめ

減災対策協議会に提案

令和元年台風第19号による大規模浸水被害対策分科会 規約(案)

(名称)

第1条 この取組は、鳴瀬川等大規模氾濫時の減災対策協議会(以下「協議会」)の下におくものとし、「令和元年台風第19号による大規模浸水被害対策分科会」(以下「分科会」と称する。

(目的)

第2条 吉田川とその北側に広がる丘陵地に囲まれた旧品井沼周辺の低平地は、古くから水害に悩まされた地域である。

昭和61年8月大洪水での被害を教訓として、地域が大洪水に陥っても被害を最小化する「水害に強いまちづくり事業」を行っている。

今般の令和元年10月台風19号で再び大規模な浸水被害(以下、今次出水)が生じたことから、その検証と課題整理を行い、国・県・市町村など地域が連携し、一体となった今後の減災対策に資する提案を取りまとめ、「水害に強いまちづくり事業」の推進を図ることを目的とする。

(分科会の構成)

第3条 分科会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 分科会に座長を置くこととし、座長は分科会の運営と進行を総括する。
- 3 分科会の招集は事務局が行う。
- 4 分科会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告するものとする。
- 5 分科会は第1項による者の他、必要に応じて別表1にある者以外の者(学識経験者等)の参加を分科会に求めることができる。

(分科会の実施事項)

第4条 「水害に強いまちづくり事業」について、今次出水についての検証・課題整理を行い、実効性のある提案を取りまとめる。

- 1) 水害に強いまちづくり事業の検証
- 2) 今次出水を踏まえた課題の整理
- 3) 地域が連携し一体となった減災に向けた提案
- 4) 水害に強いまちづくり事業の推進

(幹事会の構成)

第5条 分科会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、分科会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果については分科会へ報告するものとする。
- 5 幹事会は第2項による者の他、必要に応じて別表2にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 分科会は原則公開とする。ただし、実施内容によって、分科会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の取りまとめ結果を分科会へ報告することにより公開とみなす。

(事務局)

第7条 分科会及び幹事会の庶務を行うため、北上川下流河川事務所に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については分科会及び幹事会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和元年 月 日から施行する。

別表1

分科会	(座長)東北大学大学院工学研究科 梅田信 准教授
構成員	大崎市長 松島町長 大郷町長 鶴田川沿岸土地改良区理事長 宮城県 河川課長 宮城県 仙台土木事務所長 宮城県 北部土木事務所長 国土交通省東北地方整備局建政部長 国土交通省東北地方整備局河川部長 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所長
事務局	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所

別表2

幹事会	大崎市 防災安全課長
構成員	松島町 総務課危機管理監 大郷町 総務課長 鶴田川沿岸土地改良区 総務課長 宮城県 河川課 技術補佐(総括担当) 宮城県 仙台土木事務所 河川部長 宮城県 北部土木事務所 副所長 国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 副所長 国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所 鹿島台出張所長
事務局	国土交通省東北地方整備局 北上川下流河川事務所